

岩手県告示第236号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
一般国道	106号	盛岡市築川第6地割36番1地先から川目第4地割54番1地先まで（別紙図面のとおりに。）
県道	盛岡和賀線	花巻市上根子字法領17地先から北上市和賀町後藤11地割34番1地先まで

2 指定する期日 平成26年4月1日

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部道路環境課並びに盛岡広域振興局土木部並びに県南広域振興局土木部花巻土木センター及び土木部北上土木センターに備えておいて縦覧に供する。